

瀬戸市訓令第10号

本 庁
公 所

瀬戸市自動車等管理規程（令和4年瀬戸市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義及び自動車等の区分)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 自動車等は、次のとおり区分する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 共用車 自動車等のうち<u>総務部</u>財政課に所属し、共用的に使用する自動車等（市が運行について業務委託しているバスを除く。）をいう。</p> <p>(3) <省略></p> <p>(安全運転管理者等)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項の安全運転管理者の業務の補助は、副安全運転管理者のほか、運転者を管轄する各課等の長（以下「運転者の所属長」という。）が行うものとする。ただし、運転者の所属長が不在等となる場合は、当該運転者が所属する課等の職員のうち、課長補佐（瀬戸市行政組織規則第45条第1項に規定する「課長補佐」をいう。）以上の職員（課長補佐以上の職員が配属され</p>	<p>(定義及び自動車等の区分)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 自動車等は、次のとおり区分する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 共用車 自動車等のうち<u>行政管理部</u>財政課に所属し、共用的に使用する自動車等（市が運行について業務委託しているバスを除く。）をいう。</p> <p>(3) <省略></p> <p>(安全運転管理者等)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項の安全運転管理者の業務の補助は、副安全運転管理者のほか、運転者を管轄する各課等の長（以下「運転者の所属長」という。）が行うものとする。ただし、運転者の所属長が不在等となる場合は、当該運転者が所属する課等の職員のうち、課長補佐（瀬戸市行政組織規則<u>（平成17年瀬戸市規則第39号）</u>第45条第1項に規定する「課長補佐」をいう。）以上の職</p>

ていない場合は、当該課等の長が指定した職員）が当該運転者の所属長に代わり、安全運転管理者の業務を補助することができる。

(車両管理者)

第4条 自動車等の安全を確保するため、次のとおり車両管理者を置くものとする。

(1) 共用車の車両管理者は、総務部財政課長とする。

(2) <省略>

2から6まで <省略>

(整備管理者)

第5条 整備管理者は、総務部財政課長の指定する者をもって充てるものとする。

2及び3 <省略>

4 整備管理者は、自動車等の点検結果等について、総務部財政課長が指定する車両台帳に記録するとともに、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写しを適切に保管しなければならない。

(運転者の所属長の責務)

第12条 <省略>

2 運転者の所属長は、第9条の報告において、次の各号に掲げる報告を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる報告等を行わなければならない。

(1) 運転者が交通事故を生じたとき 直ちに総務部財政課長に報告し、事故の措置後、交通事故報告書を作成し、現場付近見取図及び事故車両の写真を添付のうえ、総務部財政課長及び総務部人事課長を経て、市長に報告しなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

員（課長補佐以上の職員が配属されていない場合は、当該課等の長が指定した職員）が当該運転者の所属長に代わり、安全運転管理者の業務を補助することができる。

(車両管理者)

第4条 自動車等の安全を確保するため、次のとおり車両管理者を置くものとする。

(1) 共用車の車両管理者は、財政課長とする。

(2) <省略>

2から6まで <省略>

(整備管理者)

第5条 整備管理者は、行政管理部財政課長の指定する者をもって充てるものとする。

2及び3 <省略>

4 整備管理者は、自動車等の点検結果等について、行政管理部財政課長が指定する車両台帳に記録するとともに、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写しを適切に保管しなければならない。

(運転者の所属長の責務)

第12条 <省略>

2 運転者の所属長は、第9条の報告において、次の各号に掲げる報告を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる報告等を行わなければならない。

(1) 運転者が交通事故を生じたとき 直ちに行政管理部財政課長に報告し、事故の措置後、交通事故報告書を作成し、現場付近見取図及び事故車両の写真を添付のうえ、行政管理部財政課長及び行政管理部人事課長を経て、市長に報告しなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

<p>(2) 運転者が交通違反により取締りを受けたとき 当該交通違反に係る報告書を作成し、<u>総務部</u>財政課長及び<u>総務部</u>人事課長に報告しなければならない。ただし、別に市長が定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 運転者が酒気帯びで運行したとき 酒気帯びで運行した旨を<u>総務部</u>財政課長及び<u>総務部</u>人事課長に報告しなければならない。</p> <p>(4) <省略> (緊急統制)</p> <p>第13条 災害その他緊急の場合においては、<u>総務部</u>財政課長は全ての自動車等の使用を統制することができる。</p>	<p>い。</p> <p>(2) 運転者が交通違反により取締りを受けたとき 当該交通違反に係る報告書を作成し、<u>行政管理部</u>財政課長及び<u>行政管理部</u>人事課長に報告しなければならない。ただし、別に市長が定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 運転者が酒気帯びで運行したとき 酒気帯びで運行した旨を<u>行政管理部</u>財政課長及び<u>行政管理部</u>人事課長に報告しなければならない。</p> <p>。</p> <p>(4) <省略> (緊急統制)</p> <p>第13条 災害その他緊急の場合においては、<u>行政管理部</u>財政課長は全ての自動車等の使用を統制することができる。</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。